

公立保育所・私立保育園

No.	公立保育所(園)名	所在地
1	第一保育所	鶴馬1-7-39
2	第二保育所	水谷東2-12-23
3	第三保育所	山室2-26-20
4	第四保育所	西みずほ台1-7
5	第五保育所	諏訪1-3-1
6	第六保育所	鶴瀬西2-8-1
7	ふじみ野保育園	ふじみ野東3-7-1
No.	私立保育所(園)名	所在地
8	こばと保育園	鶴馬2-19-43
9	けやき保育園	水子4888
10	子どものそのBaby	ふじみ野西1-12-1
11	西みずほ台保育園	水子6573-8
12	勝瀬こばと保育園	勝瀬632-1
13	けやきわかば保育園	鶴馬1-6-41
14	富士見すくすく保育園	山室2-5-9
15	(仮称)富士見れんげ保育園 (平成25年4月開園予定)	水子2647 (水谷第2集会所近く)

※ふじみ野保育園は、公設民営の保育園です。  
※子どものそのBabyは0歳児クラスから2歳児クラスまでの保育園です。

申込受付日時	場所
11月15日(木) 午後1時30分～4時	水谷公民館1階 多目的ホール
11月16日(金) 午後1時30分～4時	ふじみ野交流センター 3階多目的ホール
11月17日(土) 午前9時～11時30分 午後1時30分～3時	市役所1階 全員協議会室

一次申込受付日時と場所

**平成25年4月の公立保育所・私立保育園の入所申込受付**  
保育課 保育係 ☎344または☎049-252-7105

当日は、申込書類一式と母子健康手帳を持参し、申込児童同伴でお越しください。詳しくは、「保育所入所のご案内」をご覧ください。  
※会場では受付整理番号を配布し、番号順に受付を行います(会場が混雑した場合、お待ちいただくことがあります)。  
※11月17日(土)は、午前中に受付は午後になる場合があります。申込受付は午後になる場合があります。申込整理番号を配布しても、申込受付はふじみ野交流センター、水谷公民館は、車での来場はご遠慮

受入対象	受入保育所(園)
0歳クラス～ (入所時、生後57日以上)	上記表 No. 1, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15
0歳クラス～ (入所時、満6か月以上)	上記表 No. 3, 4, 5
1歳クラス～ (平成25年4月1日時点で満1歳以上)	上記表 No. 2, 6

※平成24年度の保育所(園)入所申込をしていて、保留となっている方も、改めて申込手続きが必要です。

**一次・二次申込共通事項**  
保育所入所のご案内(保育所入所申込書) / 10月1日から保育課、各出張所・交流センター・保育所(園)で配布します。  
**申込要件/保護者に次の①～⑦の事情があり、同居の親族(祖父母など) またはそのほかの人**

- ① 家庭外労働(居宅外で常時労働をしている場合)
  - ② 家庭内労働(居宅内で保護者が日常生活以外、自宅で常時労働している場合)
  - ③ 出産(母親の出産の産前・産後)
  - ④ 疾病など(病氣・負傷・心身に障がいのある場合)
  - ⑤ 病人などの看護・介護(長期にわたり疾病の状態にあるか、精神もしくは身体に障がい有する親族を常時看護、介護している場合)
  - ⑥ 家庭の災害(火災、風水害、震災、そのほかの災害の復旧にあたっている場合)
  - ⑦ そのほか市長が認める①～⑥に類する状態にあり、子どもを保育できない場合
- ※③～⑦は期間限定です。  
保育料/保育料は保護者などの所得税額や住民税額に基づき算定され、口座振替で納入していただきます。  
入所選考/入所選考基準により保育に欠ける程度の高い児童から順次入所となります。保育に欠ける状況があっても定員を超える場合は、入所できないことがありますのでご了承ください。  
なお、二次申込受付分は、一次申込受付分の入所選考後に欠員がある場合に、入所選考が行

も児童を保育できない場合です。  
われます。  
結果について/左記日程で結果通知を郵送する予定です。  
一次申込分・平成25年2月22日(金)、二次申込分・平成25年3月8日(金)  
**10月21日(日)～30日(火) 犬の正しい飼い方普及週間**  
健康増進センター ☎049-252-3771  
愛犬との楽しい生活のため、ルールとマナーを守って正しく飼いましょう。  
●犬の登録は生涯1回、犬への狂犬病予防注射は年1回受けてください。  
●狂犬病予防注射を受けたら健康増進センターに届け出をしてください。  
●鑑札と注射済票は犬に必ず付けてください。  
●散歩はつないで行い、糞は必ず持ち帰ってください。  
●異常に鳴きつづけるなど、近隣に迷惑をかけるないようにしてください。  
●飼育環境を整え、家族の一員として終生かわいがりましょう。  
犬に関する相談/埼玉県朝霞保健所 ☎048-461-0468

平成25年4月の  
市立放課後児童クラブの入室児童申請受付

保育課 放課後児童係 ☎341-203

申請書受付日時と場所／

申請書受付日時	場所
11月8日(木) 午後1時30分～4時30分	水谷公民館2階講座室
11月9日(金) 午後1時30分～4時30分	ふじみ野交流センター 2階講座室
11月10日(土) 午前9時～正午	市役所2階会議室

※水谷公民館・ふじみ野交流センターは、車での来場はご遠慮ください。  
※現在、放課後児童クラブに入室している児童も申請手続きが必要です。  
※必要書類は、入室申請書、勤務証明書などです。必要書類が不足している場合は受け付けできませんのでご注意ください。  
詳しくは申請書と一緒にお渡しする「入室のしおり」をご覧ください。

ださい。

※受付日時に申し込みができない方は、事前にご相談ください。  
申請書／10月1日(月)から保育課、各放課後児童クラブ・出張所・交流センター・保育所(園)で配布します。

対象児童／保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学1年生から4年生までの児童および市長が特に認める児童

開室時間／

学校がある日(月～金曜) 授業終了後から午後6時30分まで  
学校が休みの日(土曜、春・夏・冬休みなど) 午前8時～午後6時30分

※午後7時まで延長あり(有料)。  
休室日／日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

保護者負担金／毎月の保護者負担金は児童がいる世帯の所得税または市民税の課税状況に基づき算定されます。そのほか年一回傷害保険料と延長利用料(延長利用者のみ、月額制)が必要となります。それぞれ口座振替で納入していただきます。

放課後児童クラブ一覧／

クラブ名	定員	クラブ名	定員
鶴瀬	65人	諏訪	105人
水谷	65人	みずほ台	100人
南畑	25人	針ヶ谷	55人
関沢	100人	ふじみ野	120人
勝瀬	65人	つるせ台	70人
水谷東	40人		

※放課後児童クラブは、すべての小学校の敷地内にあります。



新しいこども医療費の受給資格証

ひとり親家庭等医療費の受給者証を送ります

子育て支援課 ☎341-343

10月1日から、こども医療費

の受給資格証が、市マスコットキャラクター「ふわっぴー」付きの黄色の受給資格証に変わります。また、ひとり親家庭等医療費の受給者証も「ふわっぴー」付きの水色の受給者証に変わります。

10月1日からは、新しい受給資格証・受給者証を医療機関に提示してください。

小中学生のこども医療費は、10月1日から、富士見市・ふじみ野市・三芳町の医療機関では窓口での支払いが不要となりますので、新しい受給資格証を必ず提示してください。

新しいこども医療費・ひとり親家庭等医療費の受給証は、9月末日までに郵送します。

※現在、こども医療費受給資格証をお持ちの方は、手続きは必要ありませんが、お持ちでない方は登録申請をお願いします。

※古い受給証は、10月以降、市役所または各出張所にお返しください。

新しい受給証には、ぼくたちが付いてるよ!



東日本大震災被災地復興支援  
市民ボランティア募集

問合せ／安心安全課 ☎446

東日本大震災以降、市はさまざまな支援活動を市民の皆さんとともに進めています。被災地の復興にはまだまだ時間がかかります。今後とも継続的な支援を行うため、市民ボランティアを募集します。

活動例／被災地でのボランティア活動、市内での避難者支援活動および被災地支援活動など

申込み／10月1日(月)～19日(金)に電話でお申し込みください。

ボランティア登録／説明会を受けた後、登録となります。

※説明会の日程は申込みの際にお知らせします。

固定資産税の軽減措置について

税務課 家屋係 ☎ 355・356

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

対象となる工事／

現行の耐震基準に適合するため  
の耐震改修

改修期間／

平成24年1月1日から平成24年12月31日までに改修が完了したものは2年度分、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修が完了したものは1年度分が減額されます。

減額内容／

家屋に係る固定資産税を2分の1減額（1戸あたり住宅部分の床面積の120㎡分まで）

主な要件／

○昭和57年1月1日以前に建てられた住宅（専用住宅・併用住宅・共同住宅）

○対象となる耐震改修費の自己負担額が30万円以上のもので

必要書類／

○申告書（税務課にあります）  
○耐震基準適合証明書（建築士や指定検査機関などが発行した証明書）

○改修工事の見積書または明細書（工事の内容や費用がわかる

もの）

○領収書の写し

○改修前後の写真

※改修工事が終了してから3か月以内に申告してください。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

対象となる工事／

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取付け、床の段差の解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化

改修期間／

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに改修が完了した

もの

減額内容／

家屋に係る翌年度分の固定資産税を3分の1減額します（1戸あたり住宅部分の床面積100㎡分まで）

主な要件／

○平成19年1月1日以前に建てられた住宅（併用住宅で居住部分が2分の1未満のものや賃貸住宅は除く）

○次のいずれかの方が居住して

な資  
減  
よ  
修  
改  
定  
固  
定  
資  
産  
税  
の  
軽  
減  
措  
置  
が  
あ  
る  
よ  
う  
な  
住  
宅  
が  
あ  
る



市マスコットキャラクター ふわっぴー

いること

●65歳以上の方

●要介護認定または要支援認定を受けている方

●身体障害者手帳、療育手帳などをお持ちの方

○対象となるバリアフリー改修費の自己負担額が30万円以上のもの（補助金などを除く）

必要書類／

○申告書（税務課にあります）  
○改修工事の見積書または明細書（工事の内容や費用がわかるもの）

○住民票、要介護または要支援認定を受けていること、障がいをお持ちであることがわかる被保険者証や手帳

領収書の写し

○改修前後の写真

※改修工事が終了してから3か月以内に申告してください。

熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額措置

対象となる工事／  
窓の改修を含む床や天井、壁の断熱改修（窓の改修は必須です）

対象となる住宅／  
新築住宅のうち「長期優良住宅

改修期間／

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに改修が完了した

もの

減額内容／

家屋に係る翌年度分の固定資産税を3分の1減額（1戸あたり住宅部分の床面積120㎡分まで）

主な要件／

○平成20年1月1日以前に建てられた住宅（併用住宅で居住部分2分の1未満のものや賃貸住宅は除く）

必要書類／

○申告書（税務課にあります）  
○省エネ適合証明書（建築士や指定検査機関などが発行した証明書）

○改修工事の見積書または明細書（工事の内容や費用がわかるもの）

領収書の写し

○改修前後の写真

※改修工事が終了してから3か月以内に申告してください。

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

対象となる住宅／  
新築した年の翌年の1月31日までに申告してください。

必要書類／  
○申告書（税務課にあります）  
○認定通知書（建築指導課などで認定を受けた時に発行された書類）

の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅

減額内容／  
1戸あたり住宅部分の床面積120㎡分までを2分の1減額

減額期間／

○一般の住宅（次以外の住宅）  
○3階建以上の耐火構造もしくは準耐火構造の住宅は新築後7年度分

※この減額措置は、従前よりある新築家屋の減額措置と重複しては適用されません。

主な要件／

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅であること

○平成21年6月4日から平成25年3月31日までに新築された住宅

○居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下（貸家住宅は床面積が40㎡以上280㎡以下）であること

○居住部分が全体の床面積の2分の1以上であること

申告の手続き／

新築した年の翌年の1月31日までに申告してください。

必要書類／


○申告書（税務課にあります）  
○認定通知書（建築指導課などで認定を受けた時に発行された書類）

必要書類／


# タイヤ(ホイール)・バッテリー・消火器 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン の回収を行います

問合せ/環境課 ☎247・248

品目種類サイズ引取価格


品目	種類	サイズ	当日引取価格
タイヤ 	軽自動車	12インチまで	250円
	普通自動車	18インチまで	300円
	2～4t車や4WD車		450円
	ホイール(自動車用)		200円
	農機具	12～14インチ	1,000円
		15～18インチ	1,500円
		19～24インチ	2,000円
	オートバイ		100円
原動機付自転車		50円	
自転車		50円	

※自転車、オートバイなどの本体部分の回収はしません(タイヤのみ) ※自転車・バイクのリム・ホイール付タイヤは可

品目	サイズ	当日引取価格
バッテリー	乾電池は除きます。そのほか、特殊なものはお問い合わせください。	無料
消火器 	大型(20型を超えるもの)	1,520円
	小型(20型以下)	995円

※CO<sub>2</sub>消火器など特殊なものは、回収できません

※タイヤ(ホイール)、消火器は1本あたりの引取価格です。

品目	当日引取価格	備考
テレビ	1～2台まで 1,000円	家電リサイクル券をはってある物のみ引き取ります。 
冷蔵庫		
洗濯機		
衣類乾燥機	3台以上 2,000円	
エアコン(室外機含む)		

富士見市環境施策推進市民会議では、市の通常収集では収集されない処理困難物の一斉回収を有料(一部無料)で行います。廃棄できる方は市民に限り(事業者は除く)。申し込みは不要です。直接お越しください。とき/11月3日(祝) 午前9時～正午 ※小雨決行・大雨中止 場所/市職員第一駐車場(諏訪小プール脇) 引取価格など/現物により左記の表と料金が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

**事前に家電リサイクル券の購入が必要です**  
郵便局・ゆうちょ銀行で「家電リサイクル券」の購入ができます。郵便局の受領印のある郵便振替払込受付証明書を必ず「家電リサイクル券」にはってください。郵便振替払込受付証明書がない場合は受け付けできません。リサイクル料金は、メーカーや大きさによって異なりますのでお間違えのないようにお支払いください。

詳しくは、家電リサイクル券センター((財)家電製品協会)のホームページをご覧ください。  
<http://www.rkc.aeha.or.jp/>  
☎0120-319640 受付:午前9時～午後5時(日曜、祝日を除く)

## 4R運動でごみを減らそう!

問合せ/環境課 ☎248

ごみを減らすためには、一人一人がごみを減らす意識を持つ事が大切です。富士見市では「4R運動」を推進し、環境にやさしい、無駄のない暮らしを目指しています。

※4R運動とは、次の4つの頭文字(R)をとった運動をいいます。次の順番で取り組むことが、最も効果的です。

### Refuse 断る

ごみになりやすいものを家庭内に持ち込まないようにしましょう。

○過剰包装は断り、簡易包装に協力しましょう。

### Reuse 繰り返し使う

ごみを出さない生活を心がけましょう。

○お買い物のときは、マイバッグを使いましょう。  
○お出かけのときは、マイボトルを持ち歩きましょう。

### Reduce ごみを出さない

いらなくなったものでも、それを必要としている方がいるかもしれません。

○使わなくなった本や洋服、おもちゃなどは、親戚や友達でゆずりあって使いましょう。また、フリーマーケットやリサイクルショップを利用しましょう。

### Recycle 再資源化する

ごみになってもリサイクルで生まれ変わります。正しく分別して、資源を大切にしましょう。

○ごみはルールにしたがって、分けて捨てましょう。※汚れていたり、違う種類のものが混ざるとリサイクルできません。

